

鳥取大学大学院エンカレッジ・ファンド給付要項

平成18年2月28日
学 長 決 裁

1. 趣 旨

この要項は、鳥取大学大学院博士課程（前期、後期の課程に区分する場合の博士課程は博士後期課程に限る。以下同じ。）に入学・進学する学生（鳥取大学大学院連合農学研究科にあっては鳥取大学に配属される者）の研究意欲の向上及び優れた研究の推進に資することにより、多くの優秀な人材の入学・進学を促進することを目的として、各研究科の専攻毎に最も優秀な者に給付するエンカレッジ・ファンドについて定める。

2. 財源及び給付額

財源及び給付額は、次のとおりとする。

- (1) 個人又は団体から寄附された資金及びそれから生じる果実をもって充てる。
- (2) 給付額は、年度毎に予算の範囲内で決定し、1人当たり年額50万円を限度とする。

3. 対象者

対象となる者は、博士課程1年次及び2年次の学生（国費外国人留学生は除く。）のうち、各研究科の専攻・学年毎に、最も学業、業績が優秀と研究科長が認める者とし、その人数は別表のとおりとする。

4. 選 考

選考は次の順序により行う。

- (1) 研究科長は、対象者について、当該給付年度の5月末までに、主指導（予定）教員の推薦に基づき、別紙様式第1号により受給候補者として学長へ推薦する。
- (2) 研究科長は、受給候補者について、あらかじめ各研究科において定めた基準に基づき、1月上旬までに審査を行い、その結果を、主指導教員の推薦書（別紙様式第2号）を添付の上、別紙様式第3号により学長へ報告する。
- (3) 学長は、上記研究科長の報告に基づき、受給者を決定する。

5. 給付方法

給付は、当該給付年度に1回、受給者からの請求書に基づき、受給者名義の口座に振り込む。

6. 返納又は推薦の取消し

当該給付年度において、受給者又は受給候補者が次に該当した場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 休学（6ヶ月以上）をした場合 受給候補者としての推薦を取消す。
- (2) 休学（6ヶ月未満）をした場合 給付後においては給金の半額を返納させ、給付前においては受給候補者としての推薦を取消す。
- (3) 退学した又は懲戒処分を受けた場合は、当該給付年度末までに全額返納させ、又は受給候補者としての推薦を取消す。

7. 報 告

研究科長は、受給者の研究成果報告書（別紙様式第4号）を、当該給付年度終了後速やかに学長へ提出する。

8. 10月入学者の取扱い

この要項の10月入学者への適用については、翌年の4月入学者に含めて選考するものとし、入学年の10月を審査の対象となる期間の始期とする。

9. 事 務

エンカレッジ・ファンドの事務は、学生部学生生活課において処理する。

10. 雑 則

この要項の実施に関し必要な事項は、学生生活支援委員会の議を経て理事（教育担当）が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年2月28日から施行する。

(略)

附 則

この要項は、令和3年2月9日から施行する。

別表 各研究科の専攻・学年毎の受給対象者数（3. 対象者関係）

研究科名	課程名	専攻名	1年次	2年次
医学系研究科	博士課程	医学専攻	2	2
	博士後期課程	医科学専攻（医科学コース）	1	1
		医科学専攻（保健学コース）	1	1
工学研究科	博士後期課程	機械宇宙工学専攻	1	1
		情報エレクトロニクス専攻	1	1
		化学・生物応用工学専攻	1	1
		社会基盤工学専攻	1	1
連合農学研究科	博士課程	生産環境科学専攻	1	1
		生命資源科学専攻	1	1
		国際乾燥地科学専攻	1	1
共同獣医学研究科	博士課程	共同獣医学専攻	1	1

備考1. 医学系研究科医学専攻にあつては2人とする。

2. 専攻に該当者がいない場合は、当該研究科内で運用できるものとする。

別紙様式第1号～第4号（略）

鳥取大学大学院エンカレッジ・ファンド選考における本学教員に係る審査の申し合わせ

平成29年 6月 2日
 学生生活支援委員会承認

鳥取大学大学院エンカレッジ・ファンド給付要項（平成18年2月28日 学長決裁）に係る受給候補者の選考において、本学の教員（年俸制教員を含む。）である学生を受給候補者とする場合は、学生としての学業、業績のみを審査の対象とする。なお、この申し合わせは、平成29年度に推薦する受給候補者から適用するものとし、当該年度においては6月末までに推薦するものとする。

例 入学試験の成績、修得単位数（修得科目成績）、学位論文となり得る論文（職務の業績に係るものを除く。） など